

# 足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例

〔平成16年3月24日〕  
条例第11号

## （目的）

第1条 この条例は、飼い主の責任としての飼い犬猫のふん及び尿の処理に関し必要な事項を定めることにより、飼い犬猫のふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、良好な生活環境の保全とともに清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い犬猫 飼養管理されている犬猫をいう。
- (2) ふん害等 ふん及び尿により道路、河川、公園、学校その他の公共の場所及び他人の土地、建物等（以下「公共の場所等」という。）が汚されることにより、市民の良好な生活環境が損なわれることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 占有者等 土地を占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 飼い主 飼い犬猫の所有者（当該所有者以外の者が飼養管理するときは、その者を含む。）をいう。

## （市の責務）

第3条 市は、飼い犬猫のふん害等の防止に関し、啓発その他の必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、その実施に努めるものとする。

## （市民等の責務）

第4条 市民等は、飼い犬猫のふん害等の防止に関し、その理解に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

## （占有者等の責務）

第5条 占有者等は、飼い犬猫のふん害等により当該土地がみだりに汚されることのないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

## （相互協力）

第6条 市、市民等及び占有者等は、飼い犬猫のふん害等の防止に当たっては、相互協力し、連携するよう努めるものとする。

## （飼い主の遵守事項）

第7条 飼い主は、飼い犬猫が公共の場所等でふん等をするおそれがあるとき及び他人に迷惑を及ぼしたときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬猫がふんをするおそれがあるときは、ふんを処理するための器具を

絶えず携行し、ふんをしたときは、持ち帰ること。

(2) 飼い犬猫の尿により他人に迷惑を及ぼしたときは、適正な処理をすること。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、飼い主が前条各号の規定に違反していると認めたときは、当該飼い主に対し必要な指導を行い、これに従わないときは、必要な勧告を行うことができる。

(命令)

第9条 市長は、第7条第1号の規定に違反していることにより、前条の勧告を受けた犬の飼い主が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第9条の命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

# 足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例施行規則

〔平成16年3月24日〕  
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例(平成16年足利市条例第11号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、その施行について必要な事項を定めるものとする。

(指導及び勧告の方法)

第2条 条例第8条の規定による指導は口頭により、同条の規定による勧告は飼い犬猫のふん害等防止勧告書(別記様式第1号)により行うものとする。

(命令の方法)

第3条 条例第9条の規定による命令は、飼い犬猫のふん害等防止勧告履行命令書(別記様式第2号)により行うものとする。

(細目)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

第 号  
年 月 日

飼い犬猫のふん害等防止勧告書

住所

氏名（名称及び代表者） 様

足利市長

印

あなたは、足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例第7条の規定に違反しているので、同条例第8条の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

1 違反の状況

2 必要な措置の内容

3 期 限 年 月 日まで

別記様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

飼い犬猫のふん害等防止勧告履行命令書

住所

氏名（名称及び代表者） 様

足利市長

印

あなたは、足利市飼い犬猫のふん害等の防止に関する条例第8条の規定に基づき、 年 月 日付 第 号で、必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、この勧告に従わなかったので、同条例第9条の規定に基づき、下記の措置を講ずるよう命令します。

記

1 違反の状況

2 必要な措置の内容

3 期 限 年 月 日まで

（異議の申立て）

この命令に異議のある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、足利市長に異議の申立てができます。